

スポーツコンテンツ・データが生み出す収益の分配について

- 欧米の著作権法では、著作者や実演家（歌手、俳優等）が、強い交渉力を持つ利用者との間で不利な条件を強いられないようにするために契約を規制する立法が見られ、特に2019年の欧州指令は、著作者・実演家が収益に連動した適正（相当）な額の報酬を得られるように保障し（相当・比例報酬原則）、収益と報酬の間に著しい不均衡がある場合には追加的報酬を請求できる権利を付与し、利用者には収益に関する情報を提供する透明化義務を負わせるなど、一定の契約法規定を設けることを、全EU加盟国に義務づけている（2021年6月実施期限）。
- わが国著作権法には、そうした著作者・実演家を保護する契約法がほぼ皆無であり、むしろ、劇場用映画に出演した俳優の著作隣接権が大幅に制約されている（ワンチャンス主義）などの状況にあるが、最近では著作権法における契約法（著作権契約法）に関心が集まっている（2022年5月著作権法学会シンポジウム）。実際、動画投稿サイトや音楽配信において、プラットフォームと権利者の間に著しい利益の不均衡があるとの指摘（バリューギャップ問題）はわが国も無縁でなく、また、コロナ禍を契機として文化芸術家の契約の適正化が政策課題になるなどしている（文化庁・文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議）。
- 上記のような議論がスポーツビジネスにどこまで妥当するかは検討を要するが、選手が有する肖像権等の知的財産権に関してはすでに多様な契約が行われており、過去に訴訟等もあったことからすれば、その在り方は課題になり得るところであろう。特に将来、スポーツコンテンツ・データビジネスの拡大によって収益の総量が一層拡大することが期待されるところ、その「適正な利益分配」の在り方・実現方法を検討する意義は小さくないと言えよう。映画アニメ制作ガイドラインやフリーランス施策など、政府における従来のソフトローの取り組みも参考になろう。